

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

平成26年8月4日

| | |
|--------|---|
| 会議の名称 | 庁議 |
| 開催日時 | 平成26年8月4日（火）9時30分～11時50分 |
| 開催場所 | 庁議室 |
| 出席者職氏名 | 市長 香川武文、副市長 櫻井正彦、 企画部長 中村勝義、総務部長 丸山秀幸 市民生活部長 抜井俊、健康福祉部長 吉岡利昌、 都市整備部長 谷沢嘉弘、上下水道部長 神木 茂、 会計管理者 谷口 敬、議会事務局長 高橋良和、 教育政策部 菊原龍治、監査委員事務局長 原田隆一 (計12人) |
| 欠席者職氏名 | 教育長 尾崎健市 |
| 説明員職氏名 | 【付議】 1、2) 企画部長 中村勝義 3～9) 健康福祉部長 吉岡利昌 10) 都市整備部長 谷沢嘉弘 11、12) 上下水道部長 神木 茂 【報告】 1、2 企画部長 中村勝義 3 総務部長 丸山秀幸 4 上下水道部長 神木 茂 【その他事項】 1 総務部長 丸山秀幸 2 都市整備部長 谷沢嘉弘 3 企画部長 中村勝義 4 教育政策部 菊原龍治 |

| | |
|-----|--|
| 議 題 | <p>【付議】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 一般質問に対する検討・研究結果について(企画部) 2) 志木市職員不祥事防止条例の制定について (企画部) 3) 志木市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について (健康福祉部) 4) 志木市保育の実施に関する条例及び志木市助産の実施又は母子保護の実施に係る費用徴収条例の一部を改正する条例について (健康福祉部) 5) 志木市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について (健康福祉部) 6) 志木市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例について (健康福祉部) 7) 志木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について (健康福祉部) 8) 志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について (健康福祉部) 9) 志木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について (健康福祉部) 10) 志木市市営住宅条例の一部改正について (都市整備部) 11) 志木市上下水道事業審議会条例の制定について (上下水道部) 12) 館第一排水ポンプ場の管理及び執行に関する事務の委託に関する規約を変更する協議について (上下水道部) <p>【報告】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年第3回志木市議会定例会提出議案等について (企画部) 2 志木市市民力賞顕彰事業実施要綱の設置について (企画部) 3 平成26年度志木市一般会計及び特別会計補正予算について (総務部) 4 平成25年度志木市水道事業剰余金の処分及び決算について (上下水道部) |
|-----|--|

【その他事項】

- 1 サマーレビューの実施について（総務部長）
- 2 異臭騒ぎについて（都市整備部長）
- 3 職員の処分について（企画部長）
- 4 教育長の職務復帰について（教育政策部長）

| | |
|------------|---|
| <p>結 果</p> | <p>【付議】</p> <p>1) 一般質問に対する検討・研究結果について（企画部）</p> <p>平成26年第2回志木市議会定例会の一般質問に対する検討・研究結果について、志木市議会議長宛に報告するものである。</p> <p>なお、検討・研究結果については次のとおりである。</p> <p>■有賀議員</p> <p>1 志木市の学校教育について</p> <p>(1) 学力テストの学校別成績の公表について</p> <p>質問：志木市は、学力テストの学校別の成績を公表するの か伺いたい。</p> <p>検討・研究等答弁：</p> <p>公表により学校の序列化や過度の競争が生じることが ないようにしたいと考えており、近隣の教育委員会の対 応なども注視しながら、校長会とも十分に協議を重ね、 その方法について、慎重に検討してまいります。</p> <p>検討・研究結果：</p> <p>全国学力・学習状況調査につきましては、県の教育委 員会や近隣市の教育委員会の動向を踏まえ、校長会とも よく協議しながら、慎重に検討をしているところであり ます。</p> <p>■内山議員</p> <p>1 家庭学習支援について</p> <p>質問：学習状況調査のデータをある程度のところまで分析 して、さいたま市のような形で公表することを検討して いただきたいと思うが、それについての考えをお尋ねし たい。</p> <p>検討・研究等答弁：</p> <p>どの程度のボリュームになるかということはあるかと 思いますけれども、学校も含めてフィードバックする必 要もあるという風には認識しておりますので、その加工</p> |
|------------|---|

の仕方等も含めて検討したいと思います。

検討・研究結果：

全国学力・学習状況調査の結果につきましては、児童・生徒の学習面や生活面の実情把握及び指導に生かされるよう、志木市の傾向を各学校に提示するための検討をしております。また、市民に対しての公表については、ホームページなどにおいて実施することを検討しているところであります。

2) 志木市職員不祥事防止条例の制定について（企画部）

近年、市職員の不祥事が続き、市政に対する市民の信頼を損なう事態となっていることを真摯に受け止め、職員の不祥事を防止し、市政に対する市民の信頼を確保するため新たに志木市職員不祥事防止条例を制定する。

内容)

職員が市民全体の奉仕者であって、市政が市民の負託に基づいて推進されるものであることから、職員の行動規準について明らかにするとともに、不祥事の防止のための措置に関する事項を定める。

施行日 平成26年10月1日

3) 志木市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について（健康福祉部）

埼玉県の高齢心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、志木市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正を行うものであり、平成26年第3回市議会定例会に一部改正の条例案を上程することとする。

内容)

- 1 精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象とする
(ただし、精神病床への入院費用は対象外)。
- 2 65歳以上で新たに重度心身障害者となった者を補助対象外とする。
- 3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の

自立の支援に関する法律の題名改正による規定の整備

○適用日

1・2 平成27年1月1日施行

3 平成26年10月1日施行

4) 志木市保育の実施に関する条例及び志木市助産の実施又は母子保護の実施に係る費用徴収条例の一部を改正する条例について（健康福祉部）

ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、「子どもの貧困」対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援施策を強化するための「母子及び寡婦福祉法」の改正に伴い、

① 志木市保育の実施に関する条例

② 志木市助産の実施又は母子保護の実施に係る費用徴収条例

の一部の改正を行うものであり、平成26年第3回市議会定例会に一部改正の条例案を上程することとする。

内容)

1 母子及び寡婦福祉法

↓

母子及び父子並びに寡婦福祉法

2 女子で

↓

女子又は配偶者のない男子で

○ 施行日 平成26年10月1日

5) 志木市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について（健康福祉部）

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の改正に伴い、志木市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正するものであり、平成26年第3回市議会定例会に一部改正の条例案を上程すること

とする。

内容)

第3条第3項第4号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

○施行日 平成26年10月1日

6) 志木市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例について (健康福祉部)

子ども・子育て支援法第20条の規定により、教育・保育給付に係る保育の必要性の認定に関する基準を定め、平成26年度下半期以降に認定事務を行うことができるよう条例等を制定するものである。条例の施行日は、法の施行日とする。

内容)

1 保育を必要とする子ども

法第19条第1項第2号に掲げる満3才以上で保育を必要とする子ども及び第3号に掲げる満3才未満で保育を必要とする子ども。

2 保育の必要性の認定基準

保護者が、

- ・ 1月あたり64時間以上の労働を常態としている。
- ・ 疾病、負傷、精神若しくは身体に障がいがある。
- ・ 長期間同居の親族を常時介護又は看護している。
- ・ 児童虐待を行っている又はおそれがある。

などとする。

7) 志木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について (健康福祉部)

平成27年4月からの「子ども・子育て新制度」の施行にあたり、市町村の確認を受けた特定教育・保育施設や特定地域型保育事業において、子どもが教育・保育を受けた場合、施設型給付費や地域型保育給付費として施設が受け取ることができる

ことから、運営に関する基準を市町村が定める必要があることから、「特定教育・保育施設」を市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する認定こども園・幼稚園・保育所とする。また、「特定地域型保育事業」は、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業として確認する小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育とする。条例の施行日は、法の施行日とする。

8) 志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について（健康福祉部）

平成27年4月から本格施行する「子ども・子育て新制度」にあたり、従来の認可保育所に加え、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育所の4類型が新たに市町村の認可事業となったことから、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める。条例の施行日は、法の施行日とする。

内容)

| | | |
|---------|------|---------|
| 認可保育所 | 利用定員 | 20人以上 |
| 小規模保育事業 | 〃 | 6人から19人 |
| 家庭的保育事業 | 〃 | 5人以下 |

9) 志木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について（健康福祉部）

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第6条により、児童福祉法第34条の8の2が新設され、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めることとされた。

内容)

第8条（設備の基準）

児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上とする面積基準にただし書きを加え、「一時的に支援を要する児童が

利用する場合その他市長が必要と認める場合は、この限りでない。」とする。

第17条（開所時間及び日数）

協議により、次回の庁議において再検討となる。

10) 志木市市営住宅条例の一部改正について（都市整備部）

母子及び寡婦福祉法の一部改正によって、父子家庭に対する福祉の措置として、公営住宅の供給に関する特別の配慮が追加されることから、志木市市営住宅条例の一部を改正し、入居予定者の抽選の特例の適用対象に父子家庭を追加するものであり、平成26年第3回市議会定例会に一部改正の条例案を上程することとする。

内容)

1 母子及び寡婦福祉法

↓

母子及び父子並びに寡婦福祉法

2 女子で

↓

女子又は配偶者のない男子で

○ 施行日 平成26年10月1日

11) 志木市上下水道事業審議会条例の制定について（上下水道部）

上下水道事業の合理的な管理運営を図り、適正な計画を設定していくため、志木市水道運営審議会及び志木市下水道事業審議会を廃止し、新たに上下水道事業審議会を設置する。なお、施行日は、平成26年11月1日とする。

12) 館第一排水ポンプ場の管理及び執行に関する事務の委託に関する規約を変更する協議について（上下水道部）

平成26年度から志木市下水道事業に地方公営企業法を適用したことに伴い、規約の一部を同法の規定に則した内容に変更するための協議を新座市としたいので議決を求める。

内容)

第3条 「特別会計」→「志木市下水道事業会計」

第4条 剰余金の取扱いについて「繰り越して使用」
する部分を削除し、「基金に編入」のみとする。

「出納閉鎖後」→「当該年度終了後」

第5条 「地方自治法第233条第5項」→「第6項」

「第3条の規定による特別会計」→「志木市下水道
事業会計」

【報告】

- 1 平成26年第3回志木市議会定例会提出議案等について（企画部）

平成26年9月2日に開会する平成26年第3回市議会定例会に上程する議案は27件、報告は2件とする。

議案5件の内訳：

人事2件、補正予算5件、条例10件、規約変更1件、
決算9件

報告2件の内訳：

健全化判断比率報告書1件、資金不足比率報告書1件

- 2 志木市市民力賞顕彰事業実施要綱の設置について（企画部）

市民一人ひとりが持っている市民力を再発見し、市民自らが市民の夢や希望を与える活動を顕彰する制度を創設する。

- 3 平成26年度志木市一般会計及び特別会計補正予算について（総務部）

平成26年9月2日に開会する平成26年第3回市議会定例会に上程する補正予算は、平成26年度志木市一般会計補正予算（第3号）、平成26年度志木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、平成26年度志木市志木駅東口地下駐車場事業特別会計補正予算（第1号）、平成26年度志木市介護保険特別会計補正予算（第1号）、平成26年度志木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上5件とする。

今回上程する予算案)

平成26年度一般会計補正予算(第3号)

補正額

補正前予算額 21,285,937千円

補正額 594,495千円

補正後予算額 21,880,432千円

平成26年度志木市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

補正額

補正前予算額 8,145,633千円

補正額 561,444千円

補正後予算額 8,707,077千円

平成26年度志木市志木駅東口地下駐車場事業特別会計補正予算
(第1号)

補正額

補正前予算額 47,312千円

補正額 8,461千円

補正後予算額 55,773千円

平成26年度志木市介護保険特別会計補正予算(第1号)

補正額

補正前予算額 3,306,585千円

補正額 95,171千円

補正後予算額 3,401,756千円

平成26年度志木市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

補正額

補正前予算額 763,746千円

補正額 0千円

補正後予算額 763,746千円

4 平成25年度志木市水道事業剰余金の処分及び決算について
(上下水道部)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--|-------|-------------------|-------|-------------------|--------|----------------|------------|----|-------------|----------------|-------|---------------|-------|----------------|------|---------|------|---------|-----|---------|
| | <p>平成26年9月2日に開会する平成26年第3回市議会定例会に上程する平成25年度志木市水道事業剰余金の処分及び決算について報告する。</p> <p>1 収益的収入及び支出</p> <table data-bbox="526 380 1340 649"> <tr> <td>収益的収入</td> <td>1, 233, 189, 632円</td> </tr> <tr> <td>収益的支出</td> <td>1, 133, 164, 650円</td> </tr> <tr> <td>当年度純利益</td> <td>100, 024, 982円</td> </tr> <tr> <td>前年度繰越利益剰余金</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>当年度未処分利益剰余金</td> <td>100, 024, 982円</td> </tr> </table> <p>2 資本的収入及び支出</p> <table data-bbox="526 716 1340 817"> <tr> <td>資本的収入</td> <td>32, 772, 000円</td> </tr> <tr> <td>資本的支出</td> <td>334, 720, 700円</td> </tr> </table> <p>3 供給単価及び給水原価</p> <table data-bbox="526 884 1085 1041"> <tr> <td>供給単価</td> <td>139円39銭</td> </tr> <tr> <td>給水原価</td> <td>155円80銭</td> </tr> <tr> <td>差 引</td> <td>△16円41銭</td> </tr> </table> <p>【その他事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 サマーレビューの実施について（総務部長） 2 異臭騒ぎについて（都市整備部長） 3 職員の処分について（企画部長） 4 教育長の正式な復職について（教育政策部長） | 収益的収入 | 1, 233, 189, 632円 | 収益的支出 | 1, 133, 164, 650円 | 当年度純利益 | 100, 024, 982円 | 前年度繰越利益剰余金 | 0円 | 当年度未処分利益剰余金 | 100, 024, 982円 | 資本的収入 | 32, 772, 000円 | 資本的支出 | 334, 720, 700円 | 供給単価 | 139円39銭 | 給水原価 | 155円80銭 | 差 引 | △16円41銭 |
| 収益的収入 | 1, 233, 189, 632円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益的支出 | 1, 133, 164, 650円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当年度純利益 | 100, 024, 982円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 前年度繰越利益剰余金 | 0円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当年度未処分利益剰余金 | 100, 024, 982円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資本的収入 | 32, 772, 000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資本的支出 | 334, 720, 700円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 供給単価 | 139円39銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給水原価 | 155円80銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 差 引 | △16円41銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務局職員職氏名 | 秘書広報課長 豊島俊二 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他必要事項 | 特になし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

会議内容の記録（経過、結果等）

開会

企画部長が開会を告げる。

【付議】

1) 一般質問に対する検討・研究結果について(企画部)

○概要説明：企画部長

市議会定例会の一般質問時に、答弁の中で、「・・・検討します。」「・・・研究します。」等の答弁を行ったものについて、所管部課等において質問要旨等をまとめ、その後の検討・研究結果または経過等について、次回の市議会定例会の議案配布日と同日に志木市議会議長宛に報告している。

今回は、平成26年第2回志木市議会定例会の一般質問時に「・・・検討します。」「・・・研究します。」等の答弁を行ったものについて、平成26年第3回志木市議会定例会の議案配布日に報告するものである。

今回報告するものは、有賀議員の一般質問、志木市の学校教育に関するもの1件と内山議員の一般質問、家庭学習支援に関するもの1件である。

まず、有賀議員の1志木市の学校教育について、(1)学力テストの学校別成績の公表についてであるが、議員の質問「志木市は、学力テストの学校別の成績を公表するのか伺いたい。」との問いに対し、議会答弁では、「公表により学校の序列化や過度の競争が生じることがないようにしたいと考えており、近隣の教育委員会の対応なども注視しながら、校長会とも十分に協議を重ね、その方法について、慎重に検討してまいります。」としたところである。今回その検討・研究結果として、「全国学力・学習状況調査につきましては、県の教育委員会や近隣市の教育委員会の動向を踏まえ、校長会ともよく協議しながら、慎重に検討をしているところであります。」と報告したいと考えている。

次に、内山議員の4家庭学習支援についてであるが、議員の質問「学習状況調査のデータをある程度のところまで分析して、さいたま市のような形で公表することを検討していただきたいと思うが、それについての考えをお尋ねしたい。」との問いに対し、議会答弁では、「どの程度のボリュームになるかということはあるかと思いますが、学校も含めてフィードバックする必要もあるという風には認識しておりますので、その加工の仕方等も含めて検討したいと思っております。」としたところである。今回その検討・研究結果として、「全国学

力・学習状況調査の結果につきましては、児童・生徒の学習面や生活面の実情把握及び指導に生かされるよう、志木市の傾向を各学校に提示するための検討をしております。また、市民に対しての公表については、ホームページなどにおいて実施することを検討しているところであります。」と報告したいと考えている。

○質疑応答等

特になし

2) 志木市職員不祥事防止条例の制定について（企画部）

○概要説明：企画部長

近年、市職員の不祥事が続き、市政に対する市民の信頼を損なう事態となっていることを真摯に受け止め、職員の不祥事を防止し、市政に対する市民の信頼を確保するため新たに志木市職員不祥事防止条例を制定する。

内容としては、職員が市民全体の奉仕者であって、市政が市民の負託に基づいて推進されるものであることから、職員の行動規準について明らかにするとともに、不祥事の防止のための措置に関する事項を定めるものである。

第1条、2条は、目的と定義、第3条として職員の行動基準を明示している。第4条では、職員の研修、第5条では、事務や事業の執行状況についての定期的な点検を位置づけている。第6条では、公正な職務の遂行を妨げる働きかけへの点検、また、第8条では、実施状況を毎年度公表するものとしている。

施行日は、平成26年10月1日とする。

以上の内容について、平成26年第3回市議会定例会に条例案を提案するものである。

○質疑応答等

特になし

3) 志木市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について（健康福祉部）

○概要説明：健康福祉部長

本案は、埼玉県の高齢心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、志木市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正を行うもの

であり、改正の内容としては、1点目として、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象とする、ただし、精神病床への入院費用は対象外とします。また、2点目として、65歳以上で新たに重度心身障害者となった者を補助対象外とします。また、3点目として、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の題名改正による規定の整備をするものであり、適用日は、1、2点目については、平成27年1月1日より施行、3点目については、平成26年10月1日に施行するものであります。

○質疑応答等

質問) 副市長

1番目、2番目は、対象者を縮小する改正ということか。

回答) 健康福祉部長

そういうことなる。

意見) 企画部長

他の制度も含め、県の制度改正の実施時期に合わせるべきであり、このタイミングとすべきである。

4) 志木市保育の実施に関する条例及び志木市助産の実施又は母子保護の実施に係る費用徴収条例の一部を改正する条例について (健康福祉部)

○概要説明：健康福祉部長

本案は、ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、「子どもの貧困」対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援施策を強化するための「母子及び寡婦福祉法」の改正に伴い、志木市保育の実施に関する条例と志木市助産の実施又は母子保護の実施に係る費用徴収条例の一部を改正するものであり、内容としては、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に法律名を改称するとともに、条文上の「女子で」を「女子又は配偶者のない男子で」と改めるものである。なお、施行日は、平成26年10月1日とする。

○質疑応答等

特になし

5) 志木市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例に

ついて（健康福祉部）

○概要説明：健康福祉部長

本案は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の改正に伴い、志木市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正するものであり、内容としては、第3条第3項第4号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に法律名を改めるものである。施行日は、平成26年10月1日とする。なお、「特定配偶者」とは、帰ってくる前からの配偶者のことである。

○質疑応答等

特になし

次の4件については、関連があるので一括で説明質疑とする。

- 6) 志木市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例について（健康福祉部）
- 7) 志木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について（健康福祉部）
- 8) 志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について（健康福祉部）
- 9) 志木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について（健康福祉部）

○概要説明：健康福祉部長

平成24年8月に子ども・子育て支援法が成立し、平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートする。新制度に係る条例制定については、児童福祉法及び子ども・子育て支援法において、厚生労働省令又は、内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令及び内閣府令で定める基準を参酌することとしている。本市では、制度の円滑なスタートに向けて、施設整備や保育認定を行うため必要な条例を制定する。

まず、6) 志木市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例については、子ども・子育て支援法第20条の規定により、教育・保育給付に係る保育の必要性の認定に関する基準を定め、平成26年度下半期以降に認定事務を行うことができるよう条例等を制定するものである。

内容として、「保育を必要とする子ども」とは、法第19条第1項第2号に掲げる満3才以上で保育を必要とする子ども及び第3号に掲げる満3才未満で保育を必要とする子どもとする。

また、「保育の必要性の認定基準」として、保護者が、1月あたり64時間以上の労働を常態としている、また、疾病、負傷、精神若しくは身体に障がいがある、長期間同居の親族を常時介護又は看護している、児童虐待を行っている又はおそれがあるなどである。これは、国が定める、参酌すべき基準を踏まえ、1月あたりを64時間とし、今までの市の基準をそのまま採用したい。

次に、7) 志木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例については、平成27年4月からの「子ども・子育て新制度」の施行にあたり、市町村の確認を受けた特定教育・保育施設や特定地域型保育事業において、子どもが教育・保育を受けた場合、施設型給付費や地域型保育給付費として施設が受け取ることができることから、運営に関する基準を市町村が定める必要があり、「特定教育・保育施設」は、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する認定こども園・幼稚園・保育所とする。

また、「特定地域型保育事業」は、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業として確認する小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育とする。

なお、基準を定めるにあたっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるべきもの（「従うべき基準」）と、厚生労働省令で定める基準を参酌して定めるべきもの（「参酌すべき基準」）が規定されており、本市の実情に、国の基準と異なる基準とすべき事情や特性はないことから、国の方針どおりとするものである。

次に、8) 志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例については、平成27年4月から本格施行する「子ども・子育て新制度」にあたり、従来の認可保育所に加え、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育所の4類型が新たに市町村の認可事業となったことから、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を条例により定めるものである。基準を定めるにあたっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるべきもの（「従うべき基準」）と、厚生労働省令で定める基準を参酌して定めるべきもの（「参酌すべき基準」）が規定されているが、本市の実情に、国の基準と異なる基準とすべき事情や特性はないことから、国の方針どおりとする。

ただし、第36条の居宅訪問型保育事業、第39条の居宅訪問型保育連携施設については、国の基準にある「離島その他の地域であって、・・・」が志木市の実情に合わないことから削除する。なお、認可保育所にあつては、利用定員を20人以上、小規模保育事業にあつては、利用定員を6人から19人、家庭的保育事業にあつては、利用定員を5人以下とするものである。

次に、9) 志木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第6条により、児童福祉法第34条の8の2が新設され、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めることとされた。基準を定めるにあつては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるべきもの（「従うべき基準」）と、厚生労働省令で定める基準を参酌して定めるべきもの（「参酌すべき基準」）が規定されており、本市の実情に、国の基準と異なる基準とすべき事情や特性はないことから、国の方針どおりとする。

ただし、次の基準については、市の実情を鑑みて、第8条（設備の基準）については、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上とする面積基準にただし書きを加え、「一時的に支援を要する児童が利用する場合その他市長が必要と認める場合は、この限りでない。」とする。これは、緊急、一時的に入所が必要となった場合に対応できるようにするものである。

また、第17条（開所時間及び日数）の開所時間について、小学校の授業の休業日は1日につき10時間とし、小学校の授業の休業日以外は1日につき4時間とするとともに、開所日数は1年につき250日以上を原則とする。

ちなみに、国基準は、小学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、小学校の授業の休業日以外は1日につき3時間以上とされているが現行にあわせて基準を制定するものである。

○質疑応答等

6) 志木市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例について

質問) 企画部長

64時間は、他市比較でどうなのか。

回答) 健康福祉部長

朝霞で64時間、新座で52時間、和光で48時間である。

意見) 教育政策部長

子育て支援策としての入り口を広げるなら、和光の48時間であろう。

回答) 健康福祉部長

定員に変動がないため、現行の基準以下にすると待機児童が増えるだけである。

意見) 総務部長

少ない方が市民にとって前向きに見える。

質問) 企画部長

待機児童の定義が議論されているが、統一されるのか。

回答) 健康福祉部長

現在、議論の最中であり、動向に注視している。

7) 志木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について

質問) 市長

近隣市の状況は。

回答) 健康福祉部長

同じである。

意見) 副市長

参酌すべき基準になぜしたかの理由をよく整理しておくこと。

質問) 企画部長

新たに参入してくる事業者への基準であるが、予定はあるのか。

回答) 健康福祉部長

現在はない。

8) 志木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について

質疑応答 特になし

9) 志木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

質問) 企画部長

新たな参入者への基準であるが、小学6年まで広げる記述はあるのか。

回答) 健康福祉部長

児童福祉法の改正にて変更になっているので、その部分の明記はない。

質問) 市長

休業日の現行は、8時から17時であり11時間でないのか。

回答) 健康福祉部長

条例では、下限を明示している。

意見) 企画部長

下限の明示であるなら、現行の実態で明示したらどうなのか。

近隣市を確認して、再調整してみてもどうか。

回答) 健康福祉部長

確認して調整を図り、次回庁議において、再度付議する。

1 0) 志木市市営住宅条例の一部改正について (都市整備部)

○概要説明：都市整備部長

母子及び寡婦福祉法の一部改正によって、父子家庭に対する福祉の措置として、公営住宅の供給に関する特別の配慮が追加されることから、志木市市営住宅条例の一部を改正し、入居予定者の抽選の特例の適用対象に父子家庭を追加するものであり、平成26年第3回市議会定例会に一部改正の条例案を上程することとする。

内容としては、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に法律名を改称するとともに、条文上の「女子で」を「女子又は配偶者のない男子で」と改めるものである。なお、条例の施行日は、平成26年10月1日とする。

○質疑応答等

特になし

1 1) 志木市上下水道事業審議会条例の制定について (上下水道部)

○概要説明：上下水道部長

水の循環を一体的に捉えるべきとの認識のもと、平成26年3月27日に水循環基本法が成立した。こうした中、本市では、平成26年4月より下水道事業が地方公営企業法の全部適用の企業会計となるとともに、下水道使用料金の徴収業務は、水道料金の徴収業務に委託しており、すでに一体的なものとなっている。水道事業と下水道事業は業務内容や審議事項が似通っている部分もあることから、上下水道事業の合理的な管理運営を図り、適正な計画を設定していくため、志木市水道運営審議会及び志木市下水道事業審議会を廃止し、新たに上下水道事業審議会を設置するものであり、平成26年第3回市議会定例会に条例案を提案するものである。なお、施行日は、平成26年11月1日とす

る。

○質疑応答等

特になし

- 1 2) 館第一排水ポンプ場の管理及び執行に関する事務の委託に関する規約を変更する協議について（上下水道部）

○概要説明：上下水道部長

平成26年度から志木市下水道事業に地方公営企業法を適用したことに伴い、規約の一部を同法の規定に則した内容に変更するための協議を新座市としたいので議決を求める。内容としては、第3条の「特別会計」を「志木市下水道事業会計」とする。また、第4条では、剰余金の取扱いについて「繰り越して使用」のする部分を削除し、「基金に編入」のみとする。加えて、「出納閉鎖後」→「当該年度終了後」に改める。さらに、第5条では、「地方自治法第233条第5項」を「第6項」に、「第3条の規定による特別会計」を「志木市下水道事業会計」に改める。なお、この規約は、告示の日から施行する。

○質疑応答等

特になし

【報告】

- 1 平成26年第3回志木市議会定例会提出議案等について（企画部）

○概要説明：企画部長

平成26年9月2日に開会する平成26年第3回市議会定例会に上程する議案は27件、報告は2件とする。

議案5件の内訳は、人事2件、補正予算5件、条例10件、規約変更1件、決算9件である。

報告2件の内訳は、健全化判断比率報告書1件、資金不足比率報告書1件である。

- 2 志木市市民力賞顕彰事業実施要綱の設置について（企画部）

○概要説明：企画部長

市民一人ひとりが持っている市民力を再発見し、市民自らが市民の夢や希望

を与える活動を顕彰する制度を創設する。

対象としては、(1)市の誇りとなる業績をあげ、他の市民に明るい夢や希望を与えた市民、(2)人知れず長年にわたって善行を続けている市民や人々の模範となるような善行を行った市民とし、同一の業績で志木市表彰条例に基づき表彰されたものは除くこととする。

推薦する者は、市民とし、自薦は認めない。選考の方法及び決定は、推薦書の内容を選考委員会で審査して、被顕彰候補者を選考し、市長が被顕彰候補者から被顕彰者を決定する。顕彰の受付は、随時受付として、その都度表彰する。

3 平成26年度志木市一般会計及び特別会計補正予算について（総務部）

○概要説明：総務部長

平成26年9月2日に開会する平成26年第3回市議会定例会に、平成26年度志木市一般会計補正予算（第3号）、平成26年度志木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、平成26年度志木市志木駅東口地下駐車場事業特別会計補正予算（第1号）、平成26年度志木市介護保険特別会計補正予算（第1号）、平成26年度志木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上5件を上程する。

まず、平成26年度一般会計補正予算（第3号）としては、補正額は594,495千円で、補正後の予算額は、21,880,432千円、志木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、補正額が、561,444千円で、補正後の予算額は、8,707,077千円、志木市志木駅東口地下駐車場事業特別会計補正予算（第1号）の補正額は、8,461千円で、補正後の予算額は、55,773千円、志木市介護保険特別会計補正予算（第1号）の補正額は、95,171千円で、補正後の予算額は、3,401,756千円、志木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の補正額は、繰越金確定に伴う一般会計への繰り戻しを行うものであり、予算額が増減するものではないので、補正額自体はゼロである。

一般会計補正予算（第3号）の内容としてまず歳入として、地方特例交付金4,014千円、地方交付税256,552千円、繰越金825,514千円、病院事業剰余金506,788千円で、合計1,592,868千円となっている。このうち、一般財源585,116千円を今回の歳出にあて、財調基金取崩し取りやめを1,007,752千円するものである。財政調整基金9月補正後の残高見込みは、2,266,087千円となる。

また、病院事業剰余金506,788千円については、公共事業安心安全化基金に市庁舎建て替えに備えて積み増しをすることとする。

次に、歳出の各事業について説明する。まず、1職員人件費については、4月1日付け組織機構改正及び人事異動による組織体制強化に伴う職員人件費の補正で、産業観光課への配置を当初予算時より1名加配したことに伴う財源更正であり、総額についての変更はない。人事異動及び給与改定等に伴う補正予算については、例年通り、12月定例会に上程を予定である。

2公共施設安心安全化基金積立金、補正予算額506,788千円については、平成25年度決算の確定により病院事業剰余金が確定したことに伴い、その剰余額を公共施設安心安全化基金に積み増すもの。

3市民税賦課事務、補正額3,010千円と4固定資産税賦課事務、補正額3,010千円については、社会保障・税番号制度の導入(H28.4.1～)に係る地方税システム(市民税・固定資産税)の改修経費である。

5選挙管理委員会事務、補正予算額1,458千円と6埼玉県議会議員一般選挙の管理執行に要する経費、補正予算額919千円については、投票所入場券の様式変更(ハガキから封書への変更)に伴う経費。

7地域活動支援センター管理運営事業、補正予算額0千円(財源内訳:県支出金1,100千円、一般財源△1,100千円)と、12【高齢者の生きがい対策に要する経費】高齢者の生きがい対策事業、補正予算額0千円(財源内訳:県支出金800千円、一般財源△800千円)については、埼玉県ふるさと創造資金採択に伴う財源更正である。

8環境保全事業、補正予算額2,477千円については、特定財源として、埼玉県公共施設再生可能エネルギー等導入推進基金事業(県10/10)で、災害時においてライフライン復旧までに必要となる電力を確保するため、市の防災拠点施設・避難所に位置づけられているいろは遊学館に太陽光パネル及び蓄電池設備を設置するための経費で、設計委託料2,477千円である。

9社会福祉事務、補正予算額1,418千円については、平成25年度障がい者医療費(更生医療・育成医療)の確定に伴う、国負担金(負担率1/2)及び県負担金(負担率1/4)の返還金である。

10重度心身障がい者医療事務、補正予算額1,080千円は、重度心身障がい者医療費助成制度が平成27年1月から改正されることに伴うシステム改修経費。

11街なかふれあいサロン事業、補正予算額7,186千円については、本

町地区において、街なかふれあいサロンを設置するための経費で、賃借料（物件家賃）、業務委託料、建設工事費、火災保険料等である。

13 介護保険特別会計繰出金、補正予算額△15,053千円は、平成25年度における介護給付費等の確定に伴う特別会計繰出金の減額補正である。

14 後期高齢者医療事務、補正予算額△5,231千円は、平成25年度における後期高齢者医療給付費等の確定に伴う特別会計繰出金の減額補正である。

15 児童扶養手当支給事業、補正予算額648千円は、児童扶養手当法の改正に伴うシステム改修経費である。

16 生活保護事務、補正予算額38,591千円は、生活保護給付費等の平成25年度実績が確定し、各種負担金・補助金に生じた歳入超過分について、過年度国庫支出金返還金として返還するための経費である。

17 乳幼児・高齢者等予防接種事業、補正予算額24,009千円と18 高齢者肺炎球菌予防ワクチン接種助成事業、補正予算額△1,200千円は、予防接種法施行令の改正により、水痘ワクチン予防接種及び高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種が定期接種化されたことに伴う朝霞地区医師会への業務委託料等の増及び高齢者肺炎球菌ワクチン任意接種者に対する補助金の減とシステム改修。

19 健康増進事業、補正予算額140千円については、骨髄ドナーバンクへの登録促進のため、ドナー休暇のない市民に対する休業補償を行う目的とした補助金を交付するもの。

22 スポーツ施設整備事業、補正予算額18,754千円については、秋ヶ瀬運動場に隣接するNTTテニスコートを取得するための経費である。

23 市民体育館運営・指定管理事業、補正予算額6,491千円については、市民体育館防火シャッターの修繕工事に要する経費である。

以上が今回一般会計補正額、594,495千円の歳入歳出の説明である。

次に、特別会計の補正についてであります。 (1) 国民健康保険特別会計については、平成24年度における国民健康保険特別会計の決算確定及び平成26年度における国庫負担金・前期高齢者交付金の交付額の確定に伴う財源整理が主なものである。そのほかでは、高額療養費区分見直しに伴うシステム改修に要する経費として、業務委託料810千円、レセプト・健診データ等を活用し、糖尿病のハイリスク者に対する適切な指導を行うことにより、重症化予防（人工透析の回避）を行うための経費として、国保連への負担金4,925千円である。

次に、(2) 志木駅東口地下駐車場特別会計については、平成25年度における志木駅東口地下駐車場特別会計決算の確定に伴い、管理基金への繰入戻し及び積み増しを行うものである。

次に、(3) 介護保険特別会計については、平成25年度における介護給付費の確定に伴う国・県及び支払基金への返還と準備基金への積立である。

次に、(4) 後期高齢者医療保険特別会計については、平成25年度における後期高齢者医療給付費等の確定に伴い一般会計からの繰入戻しを行うものである。以上、特別会計の補正予算概要である。

4 平成25年度志木市水道事業剰余金の処分及び決算について（上下水道部）

○概要説明：上下水道部長

平成26年9月2日に開会する平成26年第3回市議会定例会に上程する平成25年度志木市水道事業剰余金の処分及び決算について報告するものである。

概要として、収益的収入及び支出については、当年度純利益としては、100,024,982円であり、資本的収入及び支出については、マイナスになるが留保資金で補填している。また、供給単価及び給水原価については、供給単価が、139円39銭、給水原価が、155円80銭で、差引マイナス16円41銭の逆ザヤが生じている。

なお、当年度未処分利益剰余金については、減債積立金に全額の100,024,982円を積立し、処分後残高は繰越利益剰余金を0円とした。

【その他事項】

1 サマーレビューの実施について（総務部長）

平成27年度予算編成におけるサマーレビューを実施したい。これは、まちづくり35の実行計画に位置づけられている、事業仕分けの実施と予算編成の公開の実施に向けた取り組みとして行いたい。

ボトムアップ型の「市民の声を反映できる予算編成」を目指すことを目的とし、8月中旬から、政策的経費を対象としたサマーレビューを実施する。これは、予算要求前に企画を練る時間を作ることで、事業の質の向上を図るとともに、先進市の情報収集や市民・関係団体からの意見聴取等の時間を確保するためである。また、対象事業を絞り込むことで、密度の濃い検討を実施したい。

対象事業は、①新規・制度拡充事業として、原則として全事業を対象とし、サマーレビューに出さない新規事業を予算要求することは、原則として認めないこととする。さらに、②既存事業（事業概要等掲載事業）として、15～20事業程度を既存事業の中から抽出する。

実施スケジュールは、8月中旬に、担当課に対象事業を通知する。8月下旬には、予算編成本番と同じ資料の提出を依頼、9月下旬に、担当課ヒアリング、10月上旬に、サマーレビューの結果を市長へ報告、10月中旬からは、サマーレビューの結果を反映した予算編成の本番作業となる。

来年度以降の展開としては、サマーレビューの過程で市民の声を反映させる仕組みを、政策推進課・財政課で検討することとし、平成28年度の予算編成から実施予定である。

2 異臭騒ぎについて（都市整備部長）

7月30日に深町児童公園で異臭騒ぎがあった。状況は、植え込みにポリタンクが放棄されていて、その中に液体が入っていた。それを遊んでいた中学生が植え込みから持ち出し、それにボールを当てて倒し、中から異臭のする液体が流れ出した。液体は、揮発性の有害物質では無かったが、消防、警察が出動したため、周辺地域にはお知らせをした。現在分析中であるが、産業廃棄物になるかがわからないため、処分できず嚴重に保管している。今後は、不法投棄について、公園のパトロール体制を改めて考えていく。

3 職員の処分について（企画部長）

勤務態度不良による職員の処分を本日記者発表した。内容は、喫煙に関しては、喫煙時間等の厳守を重ねて周知するとともに、服務規律の遵守は再三にわたり注意喚起していたところ、去る7月9日（水）、部下の模範となるべき管理職が勤務時間中に喫煙のために職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた事実が確認でき、このことから、当該職員に対し、平成26年8月4日付けで、地方公務員法第29条第1項第2号に基づく戒告処分を行った。また、当該職員の管理監督者については、文書注意を行った。

当該職員は、健康福祉部子育て支援課 主幹 年齢53歳、男性。
処分年月日は本日。処分内容は、戒告とした。

職員の不祥事を未然に防ぐための再発防止策や、市民の信頼に応える市役所づくりを注意喚起していた中での服務規律に関する管理職の不始末であること

を深く受け止め、市民のみなさまに、心から深くお詫び申し上げた。

全職員に対し、より一層の法令遵守を徹底するとともに、市政への信頼回復に努めていただきたい。これは、公益通報によるものであった。

4 教育長の正式な復職について（教育政策部長）

病気療養中であった尾崎健一教育長が8月6日に正式に復職することとなり、職務代理者を同日に解くこととなるので、周知方よろしくお願いしたい。

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。